

全国青税連

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 稲葉 恭治

編集人 広報部長 益子 良一

あけまして おめでとうございます。



会場風景 1982年11月14日(日)秋季シンポジウム

——研究は青税の礎・明日への未来を拓くために——

《主な目次》

- 主張 2
- 「申告納税制度見直し」問題と臨調の「基本答申」 3 ~ 4
- 法対策部報告
 - 各団体との接触を中心に— 5 ~ 6
- 秋季シンポジウム報告 7 ~ 13
 - (第一分科会) 7 ~ 8
- 「中小企業経営改善に対する我々のアプローチ」
 - (第二分科会) 8 ~ 10

- 「事業専従者をめぐる所得税法上の諸問題」
 - (第三分科会) 11 ~ 13
- 「申告納税制度見直し論」について
- 「和歌山青色取消処分」取消請求訴訟の判決批判 14 ~ 15
- 税理士事務所の名称問題 16 ~ 17
 - 未解決問題と日税連の対応について—
- 単位会報告・大阪合同青年税理士連盟 17
- 名古屋大会御案内 18
- 編集後記 18

主 張

憲法31条 法定手続きの保障 は税務行政にも適用される！

税務行政における適正手続きの法的根拠を憲法31条（法定手続きの保障）においてたとき、憲法31条は刑事手続きに限定され、行政手続きは包摂されないと反論があり、理由としてその文言が「…その他の刑罰を科せられない」で締めくくられている事、及びアメリカ合衆国との比較すると「財産」という言葉が排除されている事が指摘されます。

しかし、次の観点から、私たちは、憲法31条を根拠としてその具体化として税務行政上の適正手続きの法的必要性を主張します。

1. 税務行政の現状を憲法31条の理念にてらして

同31条が刑事手続きにおける保障のみを意味するとした場合であっても、その理念を「国家が主権者たる国民の人権を侵害する公権力を行使する場合、社会的公正及び正義を期する為の最低条件としてすくなくとも「法」の名に値する手続きによらなければならぬ」とする事には異論がなからうと思います。言い換えますと同31条は法の為に存在するのではなく、国民の人権保障の為に存在すると言う事です。すなわち同31条を刑事手続きに限定するか、行政手続きをも包摂するかの議論はその理念にてらす時、本末転倒の議論であり、サンセンス以外のなものでもないと言わざるを得ません。又、税務行政をして国民の人権を侵害する公権力の行使と定義づける事に反論がある事も承知しています。しかし現在のような複雑な社会においては、単なる行政行為、あるいは行政処分が国民にとり刑事罰よりも致命的な打撃を与える事があります。

ここに大阪合同青年税理士連盟が会員を対象として実施した税務調査のアンケートがありますが、そのなかで次の様な事例が寄せられています。

- 下請を行なう鉄工所において、親会社上司の紹介を受け、見積書通り受注し、その受取り支払の関係資料の保存があったにもかかわらず、調査官が安易に親会社等に反面調査した為、その後取引がほとんどなくなった。
- 店舗小売業で、お客様のいる前で現況調査と

称してレジの現金実査をした為、近所でうわさがたち、信用を失った。

以上のように、結果として所得税法242条の罰則（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）より以上の打撃がなんら非違のない国民に対し、官吏の裁量権の名のもとに加えられているのも又事実です。けだし、現代の複雑多岐な社会を考える時、文言にとらわれる事なくいかにすれば人権が保障しうるかの見地からの解釈こそが必要であると主張します。

2. 税法等を憲法31条にてらして

所得税法234条において税務職員の質問権検査権が定められ同4項で犯罪検査のためではないとし、これが憲法31条の適用除外の理由の一つとの解釈があります。しかし、同242条において刑事罰が定められています。すなわち税法の構成は官吏の裁量により、いつにても、何人も犯罪人となし得る仕組がとられています。言い換えますと、税務調査という官吏による行政行為が、不答弁罪あるいは拒否罪という一年以下の懲役を生ずる直接の原因となります。（参照①）むしろ第4項は犯罪人を作る為に設けられたものではないと解すべきであり、少なくとも刑事罰を担保とする質問検査権には憲法31条の適用があってこそしかるべきであると主張します。

参考①「…質問に答えなかったり、虚偽の答弁をしたり、質問検査を拒むことはできます。できますが、その場合に罰則の適用を受けます。こういう法律構成になっておるわけでございます。……」（第40回国会、衆、大蔵委員会第26号議事録より）

3. 更正等の行政処分を憲法31条にてらして

憲法31条に「財産」の文言がない事により、究極的には財産権の所有が争われる税法においては同条の適用は本来ないとの見解があります。

しかし、これは財産権を法的手続の保護の外におく事ではなく、法的手続をえるとも無償にては財産権を侵害する事を単に禁じたにすぎません。言い換えますと、財産権不可侵の原則は国家と言えども当然の前提であり、その為國税徵收法にお

いて「…徵収に関する手続の執行について必要な事項を定め……」てその調整をはかる必要があつたと言えます。財産権の移転に致る迄のプロセス（調査→更正等）がわずか234条と1条しかないことこそが問題であり、徵収事務はその末葉にしか

すぎません。

「個人の労力と資本とで自由な競争を経て獲得し蓄積した財産（我妻栄による財産権の定義）」を憲法31条の適用外におくいわれはなんらないと主張します。



「申告納税制度見直し」問題と 臨調の「基本答申」

申告納税制度調査研究委員会委員長 小沢 岳彦

1. はじめに

「増税なき財政再建」をかけている鈴木内閣は、その政策の行き詰まりなどからの理由で、突然退陣し、自民党的主流、反主流による国民不在の争いの結果、「角営」、「直角」とか称される中曾根内閣が誕生した。しかし鈴木内閣と中曾根内閣において、それ程大きな政策の変化はないであろうし、我々がもっとも注目する財政、税制においても同じことがいえるでしょう。

このことは現在、我々がもっとも重視している「申告納税制度見直し」問題についてもいえることであって、個々の問題と同時に、自民党政府の行おうとしている日本の政治・経済・社会政策を支える財政政策であり、税制であることを充分に理解しなければならないと考えます。

2. 申告納税制度の改悪—58年度実施見送りか。

大蔵省の主導で「申告納税制度見直し論」が唱えられ、第二次臨調の「基本答申」に記帳義務の導入や推計課税の拡大、挙証責任の整備などが盛られ、また政府税調には申告納税制度特別部会が設置されるなど着々と、昭和58年度税制改正にむけての準備が整っていたが、特別部会での意見がまとまらなかったことや、自民党政調では、「記帳義務、推計課税問題については、まだ検討していない」(11月10日、日本税務会計学会において衆院議員山下元利氏の講演)といった状況とともに、未確認ではあるが、国税当局内部にも「記帳義務等を導入しようとして世論で騒がれるより、現行税法での調査を強化した方が得策」といった考え方もあることなどから、大蔵省は58年度税制改正に、申告納税制度の見直し改悪を見送る判断だと

いわれています。

このことは、全国青年税理士連盟が税の専門家である税理士という立場で、「申告納税制度見直し論」のもつ問題点を明らかにし、中小企業団体等にその危険性が理解され、反対運動の輪が広がっている結果といえるでしょう。

しかし、昭和58年度の税制改正のなかに、申告納税制度の改悪が見送られるだけであって、昭和59年度税制改正には再び登場することは容易に考えられるところです。

3. 「臨調」の基本理念にみられる問題点

昭和57年7月30日、臨時行政調査会が「行政改革に関する第三次答申」(以下、「基本答申」という)を提出した。「基本答申」のはじめに「近年の内外の環境変化の下で、国の機構、制度及び政策の全般について幅広く見直しを行い、中期的な展望に立って行政の在るべき姿、今期の行政改革の基本的な方策を提示」するとしており、首相の一諮問機関である臨時行政調査会が、国政全般にわたり「見直し宣言」をしているのです。このことは是非別として、その内容においては、今後我が国が進んでいくこうとする方向がここにある程度盛り込まれていると考えられることなのです。

「基本答申」の第一部「行政改革の理念」では「今後の我が国は、国際社会における地位の向上にふきわしい積極的貢献が求められるとともに、激動する国際社会の中で、国民と国家の安心と安全を確保しつつ、外国にモデルを求めるのではなく新しい新しい福祉社会を建設していく必要」を説いている。国民の安心とは福祉社会のことらしく、「我が国が目指すべき活力ある福祉社会とは、このよ

うな自立・互助、民間の活力を基本とする」ことを述べている。これは、国民に対し、「教育、医療、社会保障等について、公的な経費は極力削減するから、自らの負担による体制をつくる。」ということなのです。

一方、国家の安心と安全とは防衛問題であることが推測されるが、「基本答申」は「今日の我が国の安全で豊かな生活は、政治、経済諸分野での緊密な国際的相互依存関係により可能となっており、その意味で、我が国は国際社会との相互依存をその存続にとつての絶対条件としている」と抽象的な表現にとどまっています。しかし言いたいことを素直に述べれば、「日本独占資本の繁栄は、政治的、経済的、軍事的諸分野での対米依存、すなわち総合安保体制によって可能となっている。したがって日米安保体制、総合安保体制が日本独占資本の存続にとっての絶対条件である」とも言われています。このような理念の下での「行政改革」が国民のためのものでないことは明らかでしょう。

4. 大型間接税導入の地ならしか。

この体制を支える財政政策が「増税なき財政再建の推進」という旗印であるが、「全体としての租税負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の措置を基本的にほどかない、ということを意味している。」と述べられており、所得税の減税と大型間接税の抱き合せによって、国民所得比で租税負担率の上昇がなければよいとも読めるし、国税収入に占める直接税と間接税の割合にふれるなど、間接税を指向することが行間から読みとれると言ったら過言でしょうか。

そして、新聞報道によれば、12月14日の衆院予算委員会で、中曾根首相が「増税なき財政再建の基本方針を守る」との公約について「当面、58年度予算では貫く。58年度に入ったら、次はどういう選択をとるかの段階」と述べ、「59年度にも増税に踏み切る可能性を示した。」といわれており、大蔵省内部では、59年度大型間接税導入と意見が強いとの話も合せ考えれば、「59年度赤字国債ゼロ」の看板をおろしたのに続き、「増税なき」の看板も58年度までおろし、福祉は自前で自立を要求し、国家の防衛は、大衆課税である大型間接税の導入で賄うという路線が浮んでくるといえます。

5. 「申告納税制度」の崩壊

この税制をしっかりと支えるための税務行政につ

いて「基本答申」は、「今後、税務行政体制の整備を進めるとともに、記帳水準の向上等申告納税制度の適正な運営のための基盤を強化し、税負担の公平確保を図るために、次のような施策を含め幅広く検討し制度面での改革を図る。」

- ① 法人及び個人営業者等に対する記帳義務の導入。
- ② 推計課税及び立証責任の整備
- ③ いわゆる総収入申告制の導入」

と述べています。

いうまでもなく、間接税は記帳を重要な条件としますし、その制度の内容によっては「総収入額」が把握できれば税額が計算できる仕組も考えられます。そして税務行政において予想されるトラブルを簡単に解決するために、記帳を義務化すれば、記帳のない者あるいは記帳の不完全な者は推計によって課税すればよいことにしたいのです。

このように間接税中心の税制と税務当局の権限が強化された税務行政のもとで、本来の姿での申告納税制度が機能するとはとうていえないでしょう。

6. おわりに

「申告納税制度見直し」問題が、税制や税務行政だけの問題ではなく、我が国の財政や経済そして政治問題と深くかかわり合っているわけですから、我々の問題意識も、税制や税務行政といった国家財政のうちの歳入面に限定されず、歳出面についても論議していく必要があるのではないかでしょうか。

今後日本の高齢化が進み、西暦2000年ごろには65歳以上の「老齢人口」が占める割合が15%強（1980年は9.1%）となって、社会保障費や社会保障負担は確実にふえていくといわれているし、防衛費が増大していけば、事実上、再軍備したと同じ結果になってしまうともいわれているのです。

申告納税制度の理念が我が国憲法の國民主権にあるとするなら、同じ憲法が掲げる平和を希求し、国民に保障される自由と権利も、我々の不断の努力によって保持しなければならないものであるといえるのです。





《法対策部報告》

—各団体との接触を中心に—

法対策部長 西 川 進

(1) 各団体との接触について

全青税の目的である「税理士制度の発展強化」すなわち納税者の権利を守り、税理士制度を真に国民のための制度とすることと、神戸大会の大会決議「納税者の自主申告権を守る申告納税制度を維持発展させる」とこと、さらに全青税内部の議論を踏まえ、今年の全青税法対策部は申告納税制度の見直し論の危険性について外部へ働きかけることとした。

まず9月11日、不公平な税制をただす会と懇談会を持った。ただす会は、昭和52年1月に税の不公平をただす事を目的に、労働団体、消費者団体、業者団体、婦人団体、専門家団体、民主団体、学者、文化人が結集した団体で、三千億戻し減税や一般消費税反対闘争の母体となる等多くの実績がある。わが業界からは、全国専業税理士協会、税経新人会全国協議会が参加している。

懇談会は、ただす会・全青税それぞれの責任者及び担当者から、出席者の紹介、団体の説明、活動報告のあと、(1)申告納税制度の見直しについて(2)公益法人課税通達について、(3)マスコミの税理士悪者報道について、(4)サラリーマンの申告権について等、意見交換した。

続いて、9月21日、全国商工団体連合会(全商連)と同じような内容で懇談を持った。全商連は全国に30万人の会員を持つ民主的な商工業者の全国組織で活発な運動をしている中央団体である。

この両団体とも「申告納税制度問題」について全青税とほぼ意見が一致しており、その他の項目についても意見の分れるところはなかった。しかし、このことで特に確認や声明文を出すというようなことはせず、今後も情報や意見を交換しようということで会見を終えた。

(2) 和歌山青色取消訴訟の判決について

9月8日、和歌山地裁で、青色取消訴訟の判決がでた。裁判所が「主文、原告の請求を棄却する」と言って、30秒位で閉廷した。これを傍聴して、

①わが国の判決傾向が行政の裁量権拡大を許すことになってきた。②行政(税務署)の言いなり判決で民間人(税理士)を措信できないとする等主権在民を忘れている、③100社に及ぶ反面調査を社会通念上認め税務調査の行使に歯止めがかけられなくなった、等を深く感じた。(くわしくは別掲の原稿を参照)9月19日には、法対策部拡大会議を開き、前述の和歌山判決の説明の後、①申告納税制度の見直しについて、②「税務調査の受け方」の小冊子作成、③日税連機構改革の件について討議した。

討議内容は、財政不足という点から申告納税制度の見直しが第二臨調、政府協調、マスコミで論じられているが、記帳義務の法制化等をしたところで財政欠陥は解消しない、推計課税等権力的税務行政を許せば、基本的人権を損ね、民主主義を後退させることになる、さらに見直し論は大型間接税導入のための布石である等の意見が出た。

(3) 給与所得者の源泉について

申告納税制度見直し論の問題では朝日新聞の記者と社会党政会長とも会っている。給与収入の多い階層に重税感があるのは事実である。裁判官や記者や高級官僚や労組幹部は勤労国民の平均よりかなり高い水準の賃金を得ている。給与所得者は源泉徴収により国税地方税を天引きされていること、必要経費が認められないことにクロヨン論議の原点があり、事業所得者にも天引き制度を導入した方が合理的だという発想をもっている。むしろ源泉徴収制度により納税者としての地位すら奪われているということを給与所得者に知つてもらう必要があるであろう。

社会党には、全青税の資料を持っていき、我々の立場を説明してきたが、十分に理解されたと認識している。

(4) 各団体と接触してみて

全国貸本組合連合会、全国保険医団体連合会(保団連)、全国中小ビルメン業対策協議会、自由法曹

団と懇談をした。

貸本組合との話で、「税理士の本音としては、記帳義務法制化は商売にプラスではないか」と言われた。それに対して我々は、「そのようなことは決してなく、税務行政の権限が大きくなることによる業界の損失が多大である」と答えた。

さらに貸本業界の実情・歴史から商店の後継者問題や税務調査などについても詰合った。

保団連は、全国の開業医の半数が加入する任意団体で、会報で「平和への願い」を特集する等、巾広い活動をしている。税制でも「納税者の権利確立をめざして」というパンフを作っている。又大蔵省に「医業税制改善要求」を出している。会見では中味の問題で若干議論したが、基本的視点として①医療改善をめざすもの、②申告納税制度を守り発展をさせるの、となつており、全青税も保団連の基本的立場について深く理解した。

どの団体との会見でも申告納税制度問題から税制全般に話題が広がり、さらに多方面に話が広がっていき紙面ではいいつくせないが、このような活動が国民のための税理士制度の確立のための運動の一つとして非常に有意義なものであると深く認識した。

[5] シンポジウムについて

10月31日と11月1日、新人会の全国協議会主催のシンポジウムが開かれた。①確認書添付制度批判、②欧洲の税制視察報告、③申告納税制度見直し論、のテーマであった。

いわゆるチェックシートについては、税務監査の導入であり、納税者の代理人たる税理士の業務にあい入れない、とする全青税の意見と一致している。新人会シンポジウムでは、さらに日税連の動向、この制度の歴史的背景、各税理士会の実施情況が報告された。

全青税も、11月14日に秋季シンポジウムを開き申告納税制度見直しを中心に討論した。

原稿募集

横書きで一行22字です。原稿用紙は全青税事務局又は広報部長の益子良一まで御請求下さい。

送り先 横浜市神奈川区台町7-2 ハイツ横浜205号

益子良一宛 TEL 045(314)5081(代)

その前日、税理士業界のある任意団体から、申告納税制度見直し論についてそれぞれの任意団体の取り組み方及び、今後の運動のやり方について協議することを持ちかけられ、その結果連絡会みたいのを作ったらどうかということになり、翌日の全青税の理事会では前向きに取組むことで了承した。

税理士会の方は、東京税理士会が「申告納税制度」の意見をまとめ、日税連に提出している。

[6] 学習会に参加して

9月28日開かれた全国中小業者団体連絡会の学習討論集会で、全青税の会長に発言する時間を与えられたので、申告納税制度見直し論に反論するという小冊子を参加者に配り、この問題について全青税の考え方を示した。

11月25日・26日、不公平税制をただす会の学習交流集会で、全青税に確認書添付制度についての課題報告の時間を与えられたので、いわゆるチェックシートについて、背景、実情、批判をし日税連の動向と当局の考え方、るべき税理士制度について発表した。さらに、全青税のシンポジウムで作った「事業専従者をめぐる所得税法上の問題点」というパンフを配布、全青税の宣伝を行なった。そして和歌山判決を説明し、最近の税務調査のやり方を発表した。

11月11日・12日に第21回全国消費者大会が開かれた。全体会で、日弁連の副会長が来賓挨拶をした。その中で日弁連は、公害訴訟、有害食品訴訟を支援している。サラ金規制法の立法運動など消費者のための活動をしている、と話していた。一般消費税を漸じたのは日税連だと言えるような体质と時期がいつか来るように我々はがんばる必要がある。

国民のための納税者のための消費者のための税理士制度確立まで運動は継続させねばならない。全国の青年税理士よ団結してガンバリましょう。

秋季シンポジウム

(第一分科会)

「中小企業経営改善に対する我々のアプローチ」

—名古屋青年税理士連盟担当— 磯 部 徹



全体会議

名青税研究部は、実務・事務所経営に密着したテーマを取り上げ研究したいという会員の声に答えて、我々の今後の業務の拡大、発展を願う為に現に我々が日々実践している非体系的、あるいは非組織的な個々雑多な経営に関するノウハウや、基礎的な理論研究を研究部で集大成することを、今年の研究目標としました。具体的には、3つの小委員会を組織し、それぞれでかなり具体的な研究を行ないました。

第1小委員会「資金調達と業務改善」

中小企業における資金調達に関して、我々税理士は、必要とする資金の種類に応じた、調達手段を適切にアドバイスできるようにならなければならぬとともに、具体的な調達テクニックにも通じていなければならぬわけです。

調達手段の中心となるものは、銀行融資です。

中小企業にとって、メインバンクを決め、日常の接触を密にすることにより、その銀行より有用な経営情報を入手し、又いざという時に資金融資をしてもらえるようにする事が必要です。さらに銀行が企業に対して融資をする時に考慮する、社長の能力、人格、経理内容の明瞭性に関して普段から注意するとともに、それが良ければむしろ担保力に関しては付随的な要素と考えている事を知るべきです。

次に、意外に県や市町村等の有利な制度融資の内容が知られていない現状を反省し、我々は制度融資の種類と、条件、申込手順等を熟知し、関与先に知らせることができねばなりません。

リースに関しては、メリットとデメリットをそ

れぞれの具体的な事案に即して判断しアドバイスできなければなりません。

最後に資金調達の種類として中小企業にとって特殊な事例に属するものですが、相続対策等ともからめて、時価発行増資や社債発行も考えねばなりません。

業務改善の具体的方策としては、関与先における事務作業に関するフローチャートを作成することによって、職務分担や事務引継の明確化するとか、簡易原価計算の導入により経営体質の改善を図るというような研究をしました。

第2小委員会 「他社の倒産にともなう貸倒損失の防止と自社が倒産傾向にある事を未然に予知する倒産分岐点分析」

企業にとって、売上拡大は最大目標ですが、過大な売上増加に走るあまり、貸倒損失を被っては元も子もありません。

従って新規取引を開始する時には、少なくとも詐欺にひっかかったりしないように、又後日の取引上のトラブルをさけるために、会社登記簿や不動産登記簿の調査をしたり、継続取引契約の締結や与信限度を設定しておくことが必要です。貸倒れを予防するためには、異常事態発生の情報の人手とその時の対応策を日常業務の中に取り入れる事が大切ですが、それをチェックリストの形でまとめてみました。具体的には、異常事態発生のチェック段階を、注意段階、要注意段階、警戒段階、緊急段階に区分し、それぞれの段階での具体的項目を事業環境や組織、経営者、生産販売、資金面に関してさらに具体的な事例項目を列挙しました。このチェックリストの最重要点は、チェック項目にある情報をいかに入手するかという事にあるのですが、平素からの経営者や営業担当者の姿勢が大切であるわけです。

自社の倒産傾向を未然に予知する眼目は借入金の増大にあります。資金繰りによる借入金増大は、やがて返済可能限度を超えて、倒産せざるを得ない段階へと進行する可能性を秘めているわけ

ですが、どの時点でそれに気が付き、抜本的対策と経営者の意識変革をすることができるかが、倒産を防ぐポイントになるわけです。その方法の一つに倒産分岐点分析があります。これは具体的には次の算式で計算される売上高以下になると危険ラインになったという事になります。



分科会場での各発表者

$$\frac{\text{損益分岐点売上} + (\text{利益売上} \times \text{支払不足資金額})}{\text{借入限度額}}$$

第3小委員会「小規模企業経営者の指導」

税理士事務所の関与先である小規模企業の経営者は、自身の不足している能力の補充・拡大の指導を我々に期待していると思われます。

小規模企業経営者の特徴は、オーナー経営者、創業経営者、親族中心主義、借入依存経営、組織化ができず、又後継者養成の不足などにあり、大体において、常に不安定な経営を行ない、企業は永続するものであるという感覚が少ない様に見受けられますが、小規模企業経営者といえども、それぞれの規模に応じた組織的経営を行なえるような助言を行なわねばなりません。

組織的経営とは、まず経営理念の成文化でありそれに基く経営目標や計画を設定することであり

そのためには計数を中心とした経営資料を常に把握し、それに基いて目標や計画を設定することにあります。又、たとえ人数が少なくとも、各人の仕事を明確にすることにより、責任範囲を区分し、これを基礎とした組織化を図るとともに、後継者の養成にも役立てなければなりません。

このような組織的経営を我々が指導していくためには、まず我々が経営者を説得できるだけの会話能力や、種々の知識を持たねばならないわけでそのために研鑽を行なわねばならないとともに、あくまで、我々は助言者であり、最終的な意思決定は経営者自身が行なわねばならない事も認識させねばなりません。

具体的な指導手順としては、対象企業や対象とする経営者の現状を、中に入りこんでよく認識、把握し、さらに経営者自身の人間性や物の考え方について、じっくり話し合います。又経営理念の成文化や職務分析や組織化などの具体的立案を、直接会議などに参加して作成し、又経営計画や人事評価制度、賃金規定などの制定も、積極的に提案していかなければなりません。



発表を聞く会員

(第二分科会)

「事業専従者をめぐる所得税法上の諸問題」

—東京青年税理士連盟担当 福重利夫

I はじめに

担当が決定したのは、岡山で開かれた9月4日の理事会であった。その決定を受けて、東京青税では直ちに検討に入ったが、テーマの決定が9月末、原稿の印刷所持込みは11月4日、校正11日、刷り上り13日という有様であった。進行遅延により関係者にご迷惑をかけたことをお詫びします。

しかしながら時間の制約上拙速の感をまぬがれなく申しわけなく思っていたところ、幸いにも好評



熱心な討議

を賜り増刷して頂くことになったことは担当者一同望外の喜びです。

研究に当っては、その基本方針に(1)実務に役立つものであること(2)外部の批判にも耐えられる理論的なものであることを掲げ、あらゆる方面からアプローチすることをこころがけた。

構成は5つの章と付表から成っているが、直接の意図は、表題に関する(1)現行税法の解釈と(2)立法の提言であった。しかし、より重要な狙いは、潜越を承知で申し上げると、方法論の啓発にあつた。すなわち、税法研究を単に節税のためのものとして捉えるのではなくて、国民の基本的人権の確立という観点で、広く社会学全体から研究することの呼びかけにあつた。かえってそのようなアプローチがより良く税法を理解できるものと考えます。レジメにおいて、「今『申告納税制度の見直し』の一環として検討されている青色専従者給与を含む問題を取り上げ、より良き税制を希求するための運動の一助を担いたいと思う。」としているのは、そのことを意味しているのである。

しかし、シンポジウムにおいては、具体的な解釈についての質問が中心であったことから、会員の関心がそこにあるとみて、レジメに沿いながらも解釈論を中心にご報告します。

II 税制

この章では、(1)沿革(2)外国税制(3)法規(4)判例を紹介評釈した。事業専従者の問題は、課税単位の問題でもあり、予想していたよりはるかに根が深かった。

1. 沿革 戦前のわが国の所得課税は、家父長制度に対応する世帯合算課税方式であった。シャウプは、民主主義原理に基づき個人単位課税を導入することを勧告した。しかしこの勧告においても、資産合算、家族専従者報酬の事業所得合算(経費不算入)、扶養親族の所得合算は例外的に残された。当時の国民生活の実態を考慮したことであろう。

この勧告に基づき、昭和25年4月1日から原則として個人単位課税が採用され、同時に56条の前身ともいべき「事業所得計算の特例(11条の2)」が設置された。この時の議案審議が参考になろう。

(衆大蔵25年3月7日、紙面の都合で割愛)この時の平田敬一郎主税局長の答弁の趣旨を現在に展開してみると、立法の怠慢の謎は免れまい。この後の主な改正は、27年に青色専従者控除創設、

36年に白色専従者控除創設、青色専従者給与に名稱を変更しいわば「事業所得基準」を創設、43年に青色専従者給与の「定額基準」「事業所得基準」が撤廃され今日に至っている。これら折々の人的控除金額、生活水準、経済構造をも是非参考にして頂きたい。

2. 外国税制 (省略)

3. 法規 わが国は原則として個人課税単位方式を採用していることは沿革で述べた。しかし、56条では、事業主と生計を一にする配偶者その他の親族がその事業主の事業から対価を受ける場合には例外的に家族単位・合算非分割単一税率表方式を採用している。そして57条において特別に青色専従者給与、白色専従者控除を認めている。ここで見落してならぬ重大なことは、56条、57条の規定が専従者の所得税関係を事業主に埋没させていること、56条は「……所得の金額の計算上ないものとみなす。」と規定していることである。

(1)青色専従者給与 (紙面節約の為要件割愛)

「生計を一にする」とは、生活の経済を一にすると解されるが、同居は重要な判定要素であっても必要条件でもなく十分条件でもない(基通2-47)。「親族」は民法の規定による。「配偶者」は内縁関係を含まないが、日本国籍を有しなくとも該当する(基通2-46)。「給与の支払を受けた」と



分科会会場風景

は、年内に支払済かどうかではなく通常の未払金も含まれると解するのが発生主義会計上妥当といえる。「労務の対価として相当」は、「労務」と「相当」の二点が問題となる。税法に「労務」の定義はないが、民法、商法に規定する労務出資の解釈による「労務」は「継続的・一時的・肉体的・精神的いずれでもよく、業務執行も含まれる」(「新法律学辞典」有斐閣)とされることが参考になろう。「相当」を判定する要素は、専従者に関するもの(従事期間、労務の性質、提供の程度)とその他のもの(事業の種類、規模、収益の状況、他の

使用者の給与状況及び類似事業の給与状況)がある。判定に当っては、当然専従者に関する要素を主とすべきで、施行令164条も重要度の順に配列してあると解釈できよう。「収益の状況」を上限とするがごとく解釈するむきもあるが(佐藤清勝「税務解釈事典」ぎょうせい)、この見解は57条①の文理上はもとより沿革上及び57条③二の規定との比較上並びに経済理論及び実態上失当というべきである。国税庁の各種統計資料からみた55年分の給与実態は次のとおりである。青色申告事業者のうち有資格者数(納税額ある人)1,831千人、左の専従者数1,593千人、平均給与1,308千円、うち事業主の所得5千万円超の専従者数4,409人、平均給与5,596千円となっている。個人から支給された給与実態を、専従者以外の者も含めて女性についてみると、給与人数2,442千人、平均給与1,614千円、うち2千万円超の給与者数259人、その平均給与37,129千円であり、男女平均給与は2,020千円となっている。この男女平均給与は、従業員5千人以上の企業の男女平均4,165千円の半分にも達せず、勤続年数1~4年の者の平均2,343千円にも満たない。専従者給与の平均額と比較されたし。

高額報酬が問題になるケースは非常にまれと思われるが個別に対処するほかない。

(2)白色専従者控除

青色と違い、支払いは条件とされていないが、「定額基準」と「所得基準」がある。しかし、支払いが否定されているものではなく、これら基準額が「相当の対価」の額とされるものでもない。

(3)贈与税との関係

青色申告者が、相当の対価の額をこえて専従者に支払った場合には、そのこえた額は贈与として取扱う旨の通達(相恤13)があるが、直ちには賛成し難い。贈与の意思なく給与として授受のあつた金額が、税法上相当額をこえたところで直ちに「贈与により取得したものとする」ことは理論上、また他の取扱い(高額役員報酬、数々の通達)と比べても賛成しえない。仮に贈与的性格があるとしても、なお提供した労働価値が相続税法9条に規定する「著しく低い」に該当するか検討されねばならない。白色の場合も同様である。

その他、事業主は専従者の扶養親族等になれる資格があるものと解釈でき、実務便宣では所個(昭

49. 滞所2-13)がある。

4. 判例 課税単位を争ったわが国の事件例として、民法762条1項の別産制は憲法24条に違反するとの根拠のもとに夫名義の所得を妻と二分した申告に対する処分の是非についての最高裁判決(36年9月6日)がある。最高裁は、民法762条1項が違憲とはいはず、よって所得税法もまた違憲とはいえないとした。同趣旨の訴訟で納税者が勝訴した例が、ワシントン州にあるガ(シーボン夫婦事件)、同州は夫婦共有財産制であった点で事情が異った。シーボン事件よりも、西独連邦憲法裁判所の判決(62年1月24日)が参考になろう。

この判決は専従者給与の事業主の所得への合算は、基本法3条(法の下の平等)、基本法6条1項(婚姻・家族の國法の特別の保護)に反するとしたものである。

III 実体の分析(省略)

IV 関連制度の分析(省略)

V 立法論としてのまとめ

あらゆる社会制度の目的は「人間の幸福」達成に收れんする、ゆえに、どのような制度を設け改善するか、また制度の認識、解釈に当っては人々の現実の生活や意識を無視することはできない、として実体の分析を試み、関連制度の分析を試みたのである。

この結果、56、57条の規定は、現在の国民生活に適合し得ないし、憲法14条に違反する疑いのあることが結論された。税制においても事業専従者、その多くは夫婦である人々の存在を認め、少なくとも公平に処遇することが「家庭基盤の充実」につながり、社会安定の一助ともなる。

(文責・福重)

和歌山青色取消訴訟

控訴審第2回公判のお知らせ

◎公判期日

日時 1983年1月19日(木)午前10時

場所 大阪高等裁判所1009号法廷

地下鉄谷町線南森町下車

御堂筋線梅田下車

◎北野先生講演

日時 同上公判終了後

場所 大阪弁護士会館(大阪高裁となり)

演題 和歌山青色取消訴訟の意義と一審判決の

問題点(約1時間30分)



(第三分科会)

「申告納税制度見直し論」について

—大阪合同青年税理士連盟担当—

橋 本 恭 典

第三分科会では、大阪合同青税の国岡清会員が約1時間にわたり、財政の現状、「申告納税制度見直し論」の内容検討、税務行政上の適正手続、確認書添付制度について報告をした。以下その内容を簡記する。

I. 財政の現状

国民1人当たりの国債残高が78万円、標準世帯で約320万円弱の借金に達している、また、国民所得に対する租税負担率は、戦後の混乱時期を除けば、最高の負担率になっている、直間比率では直接税が70%超になっているなど、現状を詳細に報告した。

II. 「申告納税制度見直し論」

見直し論の経緯を報告した後、批判的検討に入った。

(1) 第二臨調の所得税制と直間比率

政府は、直間比率の是正（現在7：3を6：4に移行）を目論むために、累進税率の緩和（現在75%を55～60%へ）やクロヨン論議で、高額所得者とその他、サラリーマンと中小企業者などの国民各階層を分断させて、大型間接税を是が非でも導入しようとしている。

(2) 記帳義務の法制化・推計課税・挙証責任

商法上、商人は記帳義務があるが、税法上は間接税に関する記帳義務と青色申告者にのみ帳簿の備付、記録、保存の義務がある。一般的には法人税法、所得税法には記帳義務はない。

経営の自己管理上記帳の必要性は十分にあるが、必要性即法制化とはならない。法制化する以前に税務行政の是正をすべきである。

法制化は、推計課税を大目に緩和させるものである。たとえ記帳が行なわれていても、記帳が不備であれば推計課税処分が可能になる。

その結果として、一旦推計課税されると、審査請求でも司法裁判でも所得がないことの挙証責任は納税者側に転換される。

(3) 総収入申告制の導入

納税義務がない者にも申告を義務付けすることにより、推計課税を容易にさせ、今後の大型間接税導入の布石にしようとする意図が感じられる。

(4) 批判的検討のまとめ

「見直し論」の狙いは、大企業、大資産家に対する不公平税制の是正をすりかえ、申告納税制度を否定し、賦課課税制度の復活を目指し、将来の大型間接税のための地ならしである。

III. 税務行政上の適正手続

昭和57年8月の全青税パンフより、税務調査に関する要望事項と申告納税制度を形骸化させないための要望事項を列記した。

IV. 確認書添付制度（チェックシート）

チェックシートの歴史的経緯、現在実施している単位会および最近の動きについて報告した後、次のような問題点を指摘した。

(1) 現行税理士法の書面添付制度と異なるチェックシートは何ら法的根拠がなく、この書面を提出した納税者のみ調査省略することは憲法に違反する。



真剣な発表

(2) チェックシートの審査基準が明確ではないが、本来法律に準拠しているか否かを審査すべきものと思われる。ところが現在の通達行政を考慮すると通達も審査基準に入り、租税法律主義を否定することになる。

(3) 福田長官は、税務相談の範囲に属すると

言うが、税務相談は依頼者と税理士の間で成立するものである。依頼者の内容を税務署へ報告する税務審査と納税者の代理人とは相容れないものである。



満員の会場

- (4) 公認会計士との関連で、「税務審査は財務書類に及ばない」と福田長官は発言しているが、現実には財務書類の内容まで及ぼざるを得ない。
- (5) チェックシートの内容に誤りがあれば、助言義務、相当注意義務などの関連で税理士の責任のみが増加する。
- (6) チェックシートの仕事の内容は、本来税務当局がすべきものであり、これを税理士が行なうことは、税務行政の下請化である。

以上の報告の後、ⅡおよびⅣについて重点的に質疑応答がなされた。

- ◎ 記帳義務・推計課税・挙証責任について
 - 善良な納税者に「何故記帳義務法制化に反対するのか?」と問われた時、どのように説明すべきか。
 - 「税理士の職域につながるにもかかわらず、何故反対するのか?」と問われた時、どのように説明すべきか。
 - 商法上の記帳義務を税法上の記帳義務にまで拡大するのはおかしい。あくまで商売上の必要性から記帳するものである。
 - 記帳義務法制化の意味は、記帳義務、推計課税、挙証責任を三位一体として考えるべきである。
 - 法制化は、実額計算の根本を崩すものである。
 - 帳簿不備だけで合法的に外形で推計する可能性がある。
 - メモやノートすら記帳できない者から顧問料を受領することは不可能であり、青申会を拡大させるだけである。

- 大型間接税を導入するためには、政府は売上帳の記帳だけで十分である。
- たとえ記帳が行なわれていても、記帳不備の可能性が多分にありえる。
- 白色申告者の申告水準が低いという事実に対し不公平を感じる。記帳しない者には推計課税はやむを得ないという考え方もある。
- 白色申告者の申告水準が低いという前提はおかしい。
- 業界の利益にならないと主張すべきである。
- 民主主義との関連で法制化は反対である。
- 記帳していない場合には2通りある。恣意的な場合は合法的に推計課税が行なわれ、やむを得ずという場合は非法的の推計課税になる。
- 青色申告者の割合が50~51%でここ数年推移していることは、記帳能力がないか、納税弱者であると考えるべきである。
- 青色申告者の中でも、記帳が十分に行なわれていない場合が多い。
- 青色申告者の中味の問題は、税務署が悪いのである。利益誘導で白色を青色にさせている。
- 白色の方が青色より税金が安いという納税者側の生活の知恵がある。
- 白色を16~20年も継続している者はそのような考え方でよいが、2~3年の者までそのように考えるのはよくない。
- 政府は記帳義務よりも他にすべきことが多い。たとえば、調査の適正手続など……。
- 挙証責任、総収入申告、大型間接税を考えると記帳している者こそ危険である。
- 税務署は脱漏所得を発見するよりも、記帳不備を見つけるのに必死になる。

以上の結果、記帳義務の法制化は、記帳している者および記帳していない者の双方に不利益なものであり、国家権力を増大させるものである。

◎ 確認書添付制度について

○ 名古屋税理士会の現状

税理士数で7~8%が提出し、納税者数では2~3%である。提出している場合は、正確度をチェックした後に実調に入る。現在のところ税理士の責任は問われていない。

○ 東海税理士会の現状

調査省略という前提で実施されたが、優良法人にするか否かを検討するため調査が行なわれてい

る。納税者の6~7%が提出しているが、当局からは小規模こそ提出してほしいという要望が強い。

- 税理士法上の書面添付制度は、様式が定められており、チェックシートは税理士法上の書面に該当しない。

- 6~8%の税理士が提出し、納税者の2~3%しか提出されていないことは、税理士が関与先を選別していることになる。

- 重加事案の税理士をチェックしているから、チェックシートもチェックしているはずである。

- 紳士の選別はやめるべきである。

- 税理士の責任を問われていないと報告があつたが、今後税理士を色々に利用する可能性がある。

- 國税庁はこの程度のチェックシートでは調査

省略できないということで反対である。また国税連の中にも反対者があるので、実施できないという情報を聞いている。

以上の結果、確認書添付制度は、税理士制度の根幹に関する問題だから、我々は日常の運動として確認書添付制度の導入問題について、今後とも注目すべきである。また、現在実施している単位会では、青税会員は提出すべきではなく、かつ、知人で提出している税理士に問題点の説明をし、提出しない方向で運動していってほしいと思う。

記帳義務の法制化、確認書添付制度のいずれも納税者および税理士にとって重大な問題であり、今後反対運動を推進すべきである。

秋季シンポジウムスナップ集



秋季シンポジウムの会場設営をひき
うけた千葉青税斎藤俊介会長あいさつ



ぞくぞく各地より…。



▲稲葉会長の理事会での報告
カンパイ! ▼



理事会風景



シンポジウムの懇親会風景



「和歌山青色取消処分」

取消請求訴訟の判決批判

大阪合同青年税理士連盟 国 岡 清

全青税として支援している裁判の一つである「和歌山青色取消処分」取消請求訴訟について、さる9月8日付で判決が出された。結果は「原告の請求棄却」となり原告側の敗訴となった。その後、大阪高裁に控訴し、現在公判中である。

一つの区切りを得た、いわゆる青色訴訟について、その経過と判決の問題点を検討することは今後の控訴審を支援していくためにも意義あると考え、論議の一石を投じれば幸である。

1. 経過の概要

D法人に対する49年4月から52年3月までの3事業年度の任意調査が52年11月より行なわれた。

その調査の際、納税者の理解と協力を得るべく調査の理由を開示しなかったために、帳簿書類の提示に至らなかった。以後4回にわたり同様のことが繰り返された結果、53年6月、今回の訴因である青色取消処分が行なわれたのであった。

尚、当該任意調査時、税務職員は所得調査として帳簿書類の提示を要求しており「帳簿書類が法定のやり方で記帳されているか否かの調査ではない」と述べたことは、双方に争いのない事実であった（判決理由1に明記）。

取消処分は法127条1項1号の「帳簿書類の備付け、記録又は保存が、法126条に定めるところに従って行われていない」ことによる処分。

その後の異議申立て段階では帳簿書類の提示がなされ、異議担当官が備付け等の確認をしたが、異議段階で治ゆされないと判断された。次の審査請求段階も備付け等には提示が前提と解せられ、取消処分は正当とされた経過であった。

2. 検討すべき問題点

今回の裁判で、法廷での主張の筋論だけでは結果に反映されない摩訶不思議な場所であることを学んだ次第である。控訴審を展望し掘り下げる検討すべきと感ずる点は、以下のとおりである。

- ①所得調査と青色記帳確認調査の違い
- ②青色記帳確認調査の手続規定の不備

③法人税に関する調査の理由は「所得確認」だけで足りるのか

④反面調査における「得意先に対する信用失墜行為」を是認するのか

⑤判決文中の裁判官の推測部分は許されるのかという点で、以下、個別に検討していく

①所得調査と青色記帳確認調査の違いについて
判決文三では「法153条は、国税庁の職員等は法人税に関する調査について必要あるときは帳簿書類を検査することができる旨を規定している」「青色申告者が義務づけられている帳簿書類は……申告するための前提としての機能を有するとともに、……税務調査に供せられ、申告内容の適否を検討すべき資料とされることが予定されているものということができる。」「従って……提示を求められた場合には、右調査を受認し、速やかに帳簿書類を提示すべき義務を負っているものと解するのが相当である」と判示している。

この判示は、明らかに所得確認調査と青色記帳確認調査を混同しており、法人税に関する調査には帳簿書類の提示が必要であり、不提示は青色取消処分に該当するのが当然という考えが読みとれる。

しかし、所得調査の結果は課税標準等の更正処分であり、青色確認調査の結果は、取消処分か否かというもので、処分の対象が大きく異なっている。したがって、両調査は、ともに帳簿書類の提示にもとづいて確認するものであるが、その処分目的が異なるものであるから、厳密に区分された調査手続を踏む必要があると考えられる。

もし、法人税に関する調査に青色確認調査が含まれるとすれば、従来のような、調査理由の開示を求めるまでもなく、青色確認調査と称して帳簿書類を検査すれば、自動的に所得調査も進行させることになり、青色と白色では逆の不公平・白色では理由開示が求められる一が発生することになりかねない。この両調査の違いを法廷で明確に論

証していくことが重要と思われる。

②青色記帳確認調査の手続規定の不備について

法人の青色申告利用比率は全体の95%近くにもなっており、推計課税を認めないなどの納税手続上の特典及び各種準備金、特別償却、繰越欠損金の損金算入などの所得計算上の特典があり、白色申告にはこの特典が認められない点に大きい格差が生じている。したがって、青色が簡単に取消されることは納税者にとって大きな不利益を受けることにつながるので、青色記帳確認調査の手続は厳格性が要請される。にもかかわらず、現行法上義務規定のみで、かろうじて法126条第2項において、「税務署長は、必要があるときは……帳簿書類について必要な指示をすることができる。」とあり、これさえも明確な確認手続を示した規定ではない。取消処分規定が存在しているのに確認手続規定がなければ、いつ判断するだろうか?所得調査で兼用することは①で触れたごとく処分対象が異なるのだから、手続も異なる筈である。今回の取消処分でも、この手続が行なわれたとは認めがたい。(「帳簿書類が法定のやり方で記帳されているか否かの調査ではない」ことは双方認める処である)してみると確認手続無視で取消処分のみが実行されたことになり、不当な行政処分であることを物語っているといえよう。今後のために、この手続規定の法制化が必要である。

③調査理由は「所得確認」だけで足りるか?

法153条の「必要があるときは質問し、…検査することができる。」という規定の解釈で、税務当局と納税者の双方の主張を採用した判例上の見解の相違があるのは事実である。しかし任意調査といえども納税者に受認義務を負担させる間接強制であるからには、「所得確認」という一言だけで果たして十分だらうか大いに疑問のあるところである。今回訴訟の出発点もこの点にある。

税務当局自身の方針である「税務運営方針」でも、「常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。」と基本的考え方を述べており、又、内部における調査選定基準に基づき各種資料等を総合判断した結果、当局が基準該当者を実地調査するのであるから、納税者に選定の概要を述べ調査の協力を求め、効率的な税務運営をはかるのが順序ではないだらうか。

今回訴訟に至った経緯からして、課税処分のた

めの調査→理由開示問題で進行せず→検査拒否に該当という帰結が順当と考えられるのに、行政処分の目的と結果がすりかえられている点も調査理由開示をめぐる重要な問題といえる。

④反面調査時の信用失墜行為について

全取引先に及ぶ100件以上もの反面調査において「おたくもみせなからたら〇〇法人のようになるぜ」と、まるで〇〇法人に警察でも入っているような口ぶりで取引先を脅し、〇〇法人との取引上の信用を失墜させるような行為は見逃せない問題点といえる。この点が訴訟上明確な争点にあがってこなかったようにも見受けられ、質問検査権の行使如何が一企業の生命線をも断ちうることにつながる重要な中味を持っていることも指摘したいところである。

⑤判決文中の裁判官の推測部分その他について

判決文三の1「又仮に帳簿書類が提示され係官の面前に並列されたとすれば、それまで提示拒否により困惑していた係官としては、調査の目的如何にかかわらず、まずは閲覧したいと思うのが当然であり、胸証言のごとき被告係官の行動というのは極めて不自然」と指摘しているが、辯護官の証言でも紙袋の存在を認めており、しかも担当官自身、所得調査と記帳確認調査を区別していたからこそ、納税者が記帳確認であれば紙袋からの書類の取り出しを行ったのに担当官が止めることになったものと考えられ、この点が裁判官に理解されていないため、担当官の心中を推察する判示になったのではないだろうか。

また「総勘定元帳、振替伝票だけで帳簿書類を提示したということはできない」としているのは「帳簿書類」の範囲からすればもっと広いが、実際の所得調査では、ここから検査が出発するのであって、三年分のすべての帳簿書類を山積みしてハイどうぞと示すものではなく、担当官が指示すればいつでも閲覧検討しうる状態であれば「提示した」ことになると思われる。この点でも裁判官に「提示」について誤解を与えているのではないだろうか。

以上不十分ながら私なりに検討したが、①の両調査の区分が、今回訴訟の分岐点と考えられる。





「税理士事務所の名称」問題

—未解決問題と日税連の対応について—

法対策部副部長 長谷川 博

1. 未解決問題について

朝日源吾氏外数名は、かねて日税連に対し「税理士事務所の名称」に関する変更登録を申請し、その速かな給付を幾度びか訴求してきた。

当連盟は、筆者を含めこの問題の当事者4名を会員として有しており、これまでに、本誌第56号、第57号および給58号でこの問題の経過報告と日税連の誤った対応ないしその体質の欠陥について問い合わせしてきたものである。（なお、当連盟はこの問題について前に日税連に「申入書」を提出している。）

そして、本誌第58号で報告したように、ようやく糾余曲折の末、日税連会則第34条2項の違憲、違法性を是正する「訓示規定」に改正される運びになった。

昭和57年8月25日、日税連は本件当事者に対し同日付通知書をもって、同月23日、申請人らの中請の趣旨どおり変更登録した旨を知らせてきた。

また、日税連機関紙「税理士界」第830号（57・9・10付）は、第一面左肩トップに「会則改正が認可」「登録名称問題が決着」と題する見出しで報道した。

しかるに、本文記事は「大蔵省は、8月23日税理士名簿に登録する税理士事務所の名称に関する日税連会則の一部変更を認可した。これに伴い、日税連は、各税理士会に対し、同日付で税理士事務所の名称について示達した。」とのみしか書かれていらない。

しかし、このような簡単な報道だけで（なお、続報は見られない）果して全国の税理士にこの問題の経緯が理解されるものであろうか。

本誌第58号で今後の問題点として指摘したように、(1)単位税理士会が登録の事務処理にあたって氏名プラス税理士事務所とするよう指導していくという行政指導の不当性、(2)この問題の全国の税理士に対する周知徹底方を講ずること、(3)会則改正後、事務所名称変更登録申請希望者に対する無

償による受入れの機会を講じること、(4)いわゆる内閣法制局の見解要旨の「ねつ造」の疑惑を釈明すること等について、依然として未解決の状態である。

そこで、全国の税理士にとって直接かつ重大な利害関係を有する「税理士事務所」の名称問題の性格上、このままでは「決着」したということはできず、また、日税連の体質を問い合わせるためにも朝日源吾氏外数名は昭和57年10月27日、日税連に要旨次のような「公開質問状」を提出したのである。

2. 朝日氏らの「公開質問状」の要旨

(1) 日税連は、この問題の責任を痛感して謙虚に反省し、全国の会員に対し機関紙上陳謝し、また当該申請の結果たる事例の報告を行なうこと。

(2) 申請人らは、変更登録手数料として2千円ないし4千円を日税連に納付したが、その会則が不当かつ無効であったことが証明された以上、右収納金は不当利得（民法703条）として、返還されること。

(3) 改正前会則の不当強制により、無意識的ないしはその意に反して「氏名プラス税理士事務所」の登録に応じた会員に、会則改正に伴い、3ヶ月程度の無料取扱措置を講じ、その希望する名称の変更権行使を認めること。

(4) 日税連が各税理士会に対して発した「税理士事務所の名称」についての示達は、行政法学上のいわゆる「行政指導」に当たるものであるが、これは、相手方に對し、強制力その他の法的効果をもたない性格のものであるから、その取扱いには事実上の強制力をもたせないよう注意すること。

(5) いわゆる「内閣法制局の見解要旨」について、その文書「ねつ造」の疑惑があるが、これは官名詐称の罪（軽犯罪法第1条15号）に抵触する恐れがあるので、当該文書を公表するに至った経緯につき誠意ある釈明をすること。

なお、この「公開質問状」については、大阪専業税理士界（第340号（57.11.15）および税経

新報第259号(57.11.15)でも報じられている。

また、当連盟でも、11月20日付で日税連に対し同趣旨の「申入書」を提出している。

3. 日税連の対応について

上記「公開質問状」は、2週間の期限付のものであったが、何ら回答を得られなかった。

そこで、質問人9名(内、特別参加1名)は、督促状をもって再度回答を要求したのである。

その後、日税連から朝日氏に連絡があり、11月22日、朝日氏宅で、日税連代表2名と質問人5名の意見交換がなされた。

その結果、日税連は、質問人らの意向を最大限受け入れ、早急に「税理士界」機関紙にこの問題の詳しい解説をする旨表明したので、質問事項(1)から(5)について改めて確認をしたところ(2)および(3)については日税連が早急に検討し対処するというものであったが、一応了承した。

しかし、(5)については、日税連の報道を見てからこちらの対応を決する旨表明し、この日の会談を終えたのであった。

以上のように、日税連はもっとこの問題の重要性を認識し、「公開質問状」の前に適切な対応を講すべきであったといわなければならぬ。

事務所名称問題に限らず、例えば最近の「申告納税制度見直し論」や税理士に対する新聞報道に対しても、日税連が適切な対応を怠っていることは、日税連の機構体質に重大な欠陥があるといわなければならない。

税理士会内および会外に対して、「国民のための税理士制度」のよりよい発展を目指すためには日税連会長自らリーダーシップを發揮し、会務運営の適切な対応が講じられる機構改革に着手すべきものであると思われる。

単 位 会 報 告

大阪合同青年税理士連盟

「申告納税制度見直し論」をめぐって

代表幹事 川 口 耕次郎

大青税は7月より11月にかけて制度部が中心になり大青税を構成する近畿二府四県の六支部をまわり、申告納税制度見直論について、一般会員への説明と検討を行なった。

その内容は1.財政の現状、2.「申告納税制度見直し論」の内容検討、3.税務行政上の適正手続について、4.確認書添付制度(チェックシート)に関してであった。

そして、その集大成として12月4日京都において制度部例会をもち、

①申告納税制度の見直しについての各支部の意見発表、

②記帳義務の法制化の問題検討(推計課税、挙証責任、総収入申告制)

③チェックシートの問題検討、

④税務調査についてのアンケート結果の発表等であった。

又過日、9月2日、日本経済新聞・朝刊において

て「もうひとつの日本経済、「赤字師繁盛記」において、税理士を赤字師と呼ぶ等、内容に極めて遺憾な点があったため、日本経済新聞・社長宛に公開質問書を提出した。

これに対しては回答がよせられたが、再び回答に対する反論意見書を提出した。

その他一連の申告納税制度をめぐり、「国税庁は税理士への監督強化」との新聞報道に対し、各新聞社に意見書並びに申し入れ書を提出するとともに、本会である大阪合同税理会に対しても対応策をとるよう要望書を提出した。

事務局移転

——昭和57年10月3日引越しました——

新事務局 〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目

21番12号 代々木リビング303号

電話番号は従来のままで。

名古屋大会の御案内

昭和58年7月24日(日)全国青年税理士連盟、第16回定時議員総会が、名古屋駅前「ホテル・キャッスル・プラザ」に於いて、開催されることが決定した。

当ホテルは、名古屋より「桜通り」に沿って、東へ200m、地の利を生かした、オープン1年を迎えたばかりのホテルで、「名古屋キャッスルホテル」の姉妹店として、脚光を浴び始めた処である。

当日は、午前11時からのシンポジウムに続き、午後3時より総会へと引き継がれる。午後6時までの3時間の予定というものの、総会場と、レセプション会場は別に設営される為、多少の時間修正は可能であり、充分な討議が期待できよう。

なお総会当日は、名古屋を知つてもらおうと、家族向けツアーを企画。ホテル前から名古屋城、東山公園等の市内観光を実施。名古屋は、「白い街」「青年都市」と呼ばれるとともに、その地域性から、「偉大なる田舎」ともいわれるが、戦災復興にあたり、いち早く道路整備に努め、100m道路を始めとする広い道路をバスで走るだけでも見るべきものはある。

翌日は、丁度の家族への不義理の穴うめの為、会員家族揃って、観光ツアーへと出かけよう。第9回犬山大会の折、不運にも雨天の為、中止を余儀なくされた「日本ラインドリ」に再び挑戦である。日本最大級の河川の一つである木曽川峡谷を、

波しぶきを浴びながらの舟下りは、スリルと興奮の連続となろう。ただ好天を祈るばかりだ。

そして今一つ、日本最初の無人化工場、「山崎鉄工」の見学を検討中である。人数制限その他、諸問題山積ではあるが、何んとか実現させたい

と考えている。

又、総会前日の23日(土)は、全青税厚生部との共催により、ゴルフコンペ、マージャン大会等を開催の予定である。

日本の中に位置する「名古屋」へ、全青税のエネルギーの集結を！

一. 日時 昭和58年7月24日(日)
～25日(月)

一. 場所 名古屋駅前
「ホテル・キャッスル・プラザ」

一. 総会 7月24日(日)
午後3時より
尚 午前11時よりシンポジウム
午後6時よりレセプションの予定

一. 観光 7月24日(日)
家族市内観光
7月25日(月)
会員家族「日本ライン下り」
会員「工場見学」

一. 厚生 7月23日(土)
ゴルフコンペ、マージャン大会等
開催予定。

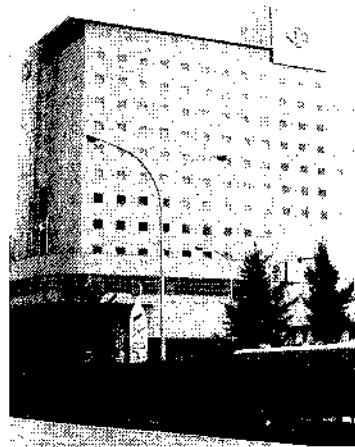
編 集 後 記

○あけましておめでとうございます。今年も一年間よろしくお願ひいたします。

○中曾根首相は、昭和59年度以降は、間接税を中心とした大型増税がありうるといっています。

昭和58年という年は非常に重要な意味をもつ年になってくるといえます。間接税を中心とした大型増税に対する反対運動のいかんによつては、暗い時代の前兆にならないともかぎりません。そうさせないためにも、私たちは、今まで以上にがんばっていく必要があるといえます。

○原稿を依頼された方は、〆切期限までに原稿が届くよう協力の程よろしくお願ひいたします。



会場 ホテルキャッスル・プラザ か実現させたい